

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 一五七

公示

公共測量の実施

(用地課) 一五七

正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(揖斐農林事務所) 一五八

告示

岐阜県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月六日

岐阜県知事 古田 肇

第 二 十 七 号
令和元年八月六日
(火曜日)

公示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和元年八月六日

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	恩地立線	郡上市高鷲町立字抱輪 四八二七番一地从先から 同市同町同字小峠 四八二八番三地从先まで	前 後	六四 一七五 ル(メートル)	六五 八 ル(メートル)	

第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業期間

令和元年八月一日から
令和元年九月三十日まで

四 作業地域

羽島市及び海津市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

令和元年十月一日から

令和二年三月十五日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月二十三日第三千四十二号 土地改良区役員 の 退任及び就任二四七頁上段前から六行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の、同段前から七行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の、同段後から二行目中「池田町船子」は「池田町舟子」の、同頁下段前から九行目中「池田町船子」は「池田町舟子」の、同段前から十行目中「二六二番地の二」は「二六三番地の二」の誤り。